

# 救助編



令和5年度埼玉県特別機動援助隊

消防・医療基礎研修の様子

# 1. 救助体制

(1) 本市における救助業務は昭和53年ポンプ車とはしご車の活用により始まり、翌年救助工作車を配備し運用しています。多様化する災害へ対応するべく、平成25年救助隊を特別救助隊へ改め、平成26年には潜水隊を発足し救助体制の更なる構築を図りました。

近年では、都市構造の複雑化及び生活環境の変化等に伴い、災害や事故の態様は多様化の傾向を強めています。また、極端な猛暑や集中豪雨などの異常気象による大規模自然災害のほか、重大事故あるいはNBCやテロ等の新たな災害危険も危惧されているところです。このような状況下において、本市では、市民の安全安心を守るため、実践的な訓練や関係機関との合同訓練を通じた部隊の災害対応力の強化に全力を挙げて取り組んでいます。

(2) 訓練状況



救助活動効果確認会



NBC訓練



三連梯子を使用した救出訓練



令和5年度埼玉県特別機動援助隊

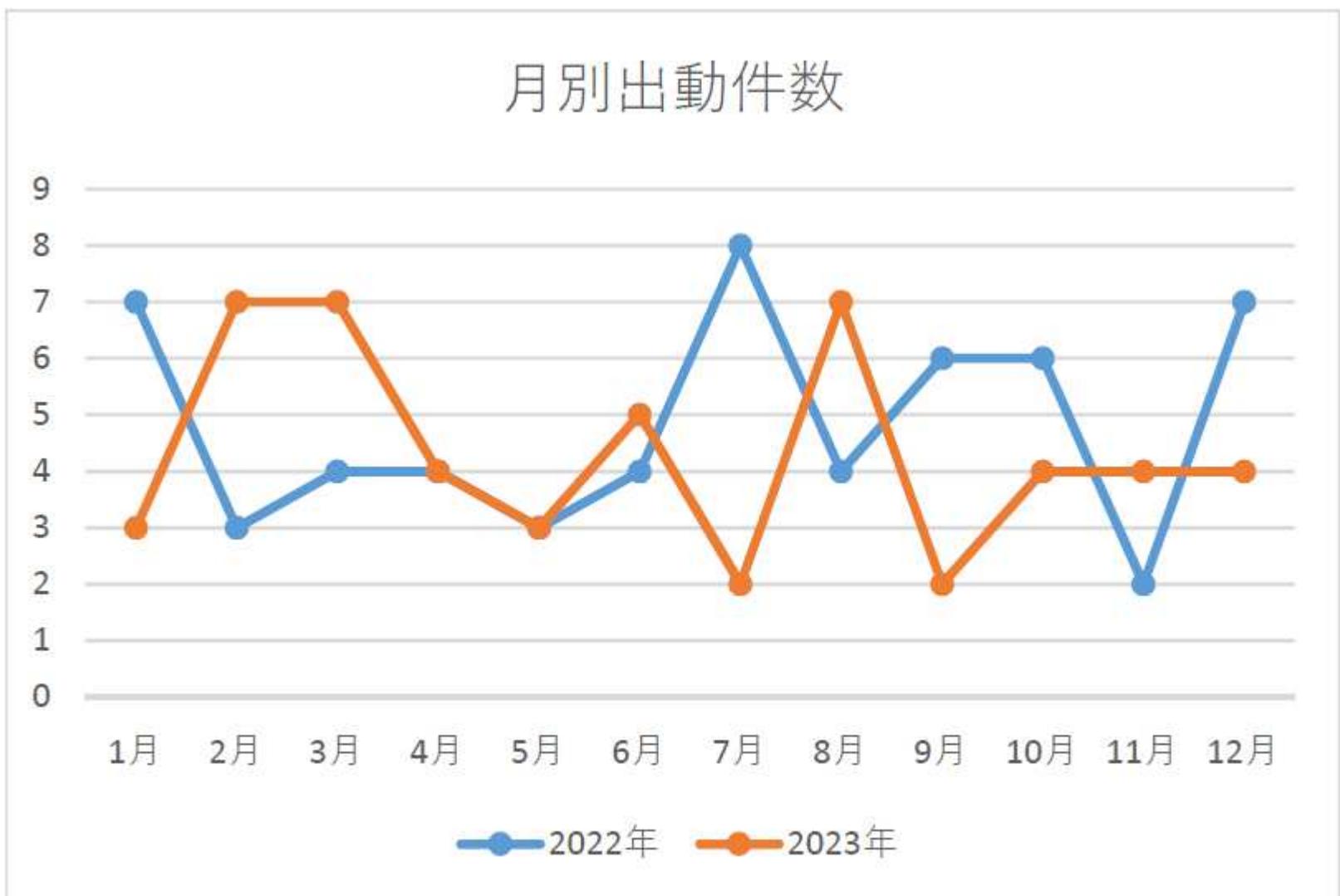
消防・医療基礎研修

# 2. 救助出場状況

## (1) 救助出場状況

令和5年中

事故種別 区分	火災	交通	水難	自然水	風	機械	建物等	ガス欠	破裂	その他	合計
出場件数	12	12	2				14			12	52
活動件数	12	10	2				8			7	39
救助人員		10	2				8			5	25
活動人員	116	128	17				71			68	400
活動車両	38	46	8				27			27	146



## (2) 活動概要

令和5年中 主な救助

発生月	発生場所	事故種別	活動概要
1月	美女木 地内	交通事故	男性1名がバイクで走行中、何らかの原因で足がフットレストとクラッチペダルの間に挟まれたもの。車載工具を使用し、クラッチペダル根元のボルトを外して挟まれを解除し救出する。
2月	本町 地内	建物等による事故	一般住宅1階風呂場の脱衣所扉のラッチボルトが壊れ、居住者1名が閉じ込められ救助要請。脱衣所の横すべり窓から救助隊1名進入し、要救助者と接触。廊下側と脱衣所側から開放を試みる。家族から破壊による早期救出を要望されたため、廊下側の戸当たりをバールで破壊し、薄い鉄板でラッチボルトを解除し救出する。
3月	大字下笹目 地内	水難事故	男性1名が河川に落ちて上がれないとの救助要請。到着後、レスキューチューブを要救助者へ渡し浮力の確保を実施する。隊員1名が入水し確保ロープを設定、かぎ付きはしごを使用した介添え救助にて救出する。
4月	大字新曽 地内	建物等による事故	男児1名が両開き扉丁番側に誤って左手を挟んでしまったもの。到着後、石鹼水、バール、万能斧、ドアストッパーを使用し、挟まれ部分の間隙を広げ挟まれを解除し救出する。
5月	上戸田 地内	その他の事故	先着救急隊より建物からの傷病者搬出困難のため救助要請。水平位での救出を指示される。梯子水平救助第2法にて2階ベランダ部分から男性1名を救出する。
7月	下前 地内	交通事故	車両1台が転覆し男性運転手1名が車内に取り残されていたもの。車両リアハッチからバックボードに収容したのち車外に救出する。
7月	大字新曽 地内	その他の事故	先着救急隊より建物からの傷病者搬出困難のため救助要請。水平位での救出を指示される。当該建物は階段部分狭隘のため、救助工作車のクレーンを使用し建物3階窓から救出する。
8月	美女木 地内	交通事故	車両と車両の衝突事故により、車両1台が中央分離帯にのり上げ、男性1名が下肢を挟まれ救助要請。到着後、カッター、プランジャーラムを使用し、Aピラーの切断および運転席の拡張を行う。拡張後、下肢の挟まれを解除しながらバックボード上に収容し、車外へと救出する。
9月	上戸田 地内	建物等による事故	通報者の女性1名が救急要請後、意識レベルがダウン(会話不能)し、玄関施錠有のため救助要請。2階窓へ三連梯子を使用し屋内へ進入。玄関開錠後、救出する。
10月	川岸 地内	水難事故	女性1名が河川内に沈んでいる状態との救助要請。要救助者の位置は、岸から1m、水面までの高さ2.5m、水深2m。救助隊員1名を早期進入させ、要救助者を確保、観察を実施。若干の腐敗と硬直を確認する。その後、さらにもう一名隊員を進入させ、担架へ収容し、ロープにて引き上げ救出をする。
11月	喜沢 地内	交通事故	先着救急隊からの救助要請。歩行者が車両と接触し、下敷きになったもの。付近住民よりガレージジャッキを借用し、ジャッキアップし救出する。
12月	新曽南 地内	交通事故	車両と車両の衝突事故により、車両1台が横転し、運転していた男性1名が自力脱出不能になったもの。車輪止め及びステップチョークを使用し車両安定化をはかる。隊員1名が車内進入し、バックボードにて救出する。

( 3 ) 他市救助応援出場状況

令和5年中

事故種別 管轄	火災	交通	水難	自然風水	機械	建物等	酸ガス	破裂	その他	合計
蕨市消防本部										0
川口市消防局										0
さいたま市消防局		1								1
埼玉県南西部消防局			1							1
東京消防庁			4							4
合計	0	1	5	0	0	0	0	0	0	6

( 4 ) 救助活動現場



追突事故からの救助活動



リアハッチからの救助活動



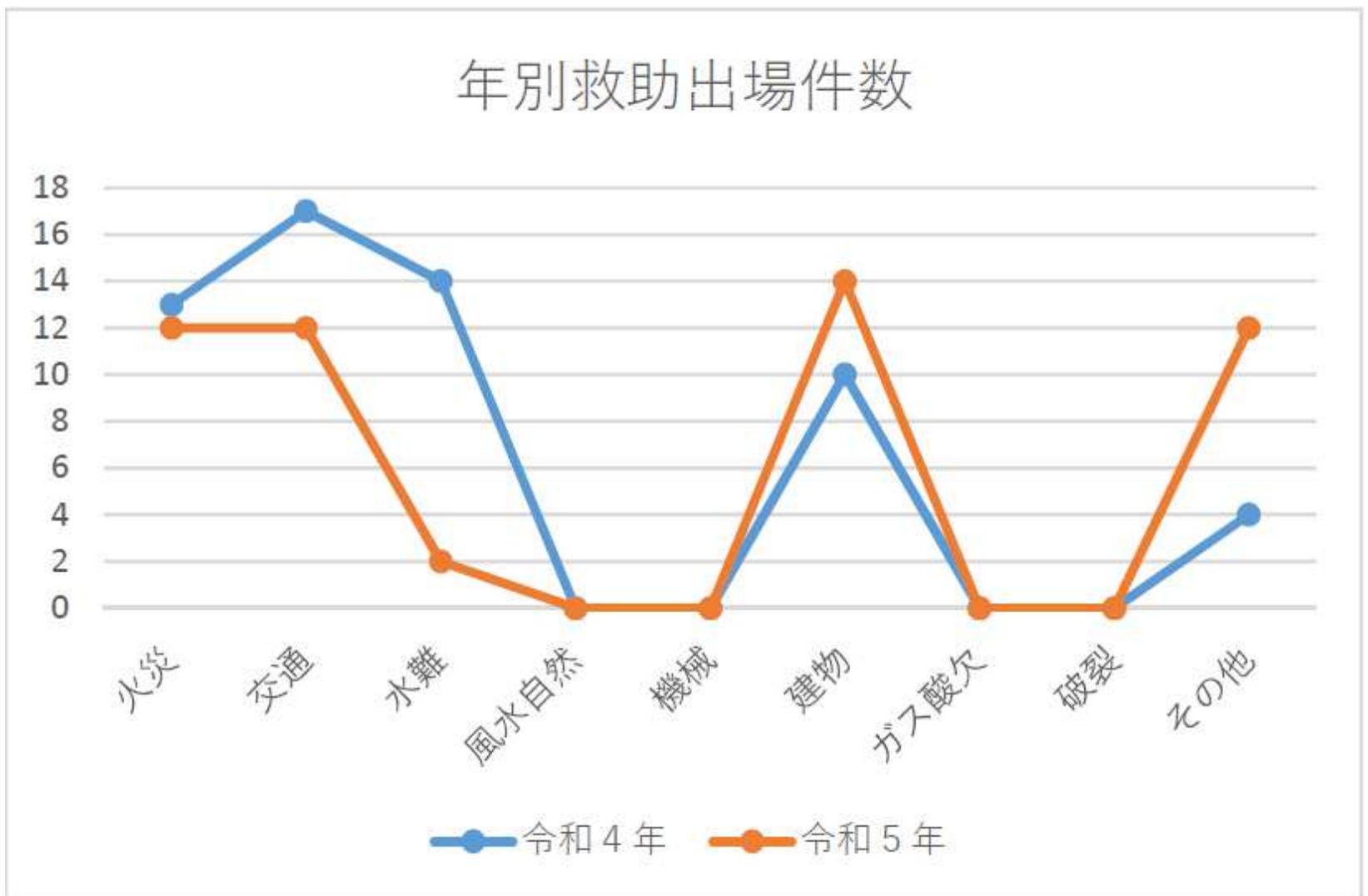
夜間の水難救助活動



転覆車両からの救助活動

# 3 . 救助出場の推移

種別 年別	火災	交通	水難	自風 然水	機 械	建 物 等	酸ガ 欠ス	破 裂	そ の 他	件出 数場	件活 数動
令和元年	15	14	7	4	2	23	1		43	109	58
令和2年	17	14	9		2	12	1		11	66	43
令和3年	17	9	10		2	5	2		15	60	44
令和4年	13	17	14			10			4	58	43
令和5年	12	12	2			14			12	52	39



# 4 . 消防本部保有資機材

令和5年4月1日現在

一般救助用器具	保有数	重量物排除用器具	保有数	切断用器具	保有数
<ul style="list-style-type: none"> <li>かぎ付はしご</li> <li>三連梯子</li> <li>金属製折りたたみ梯子 又はワイヤー梯子</li> <li>空気式救助マット</li> <li>救命索発射銃</li> <li>サバイバースリング又は救助用縛帯</li> <li>平担架</li> </ul>	9(2) 7(1) 2(2) 1(1) 1(1) 12(11) 1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>油圧ジャッキ</li> <li>油圧スプレッダー</li> <li>可搬ウィンチ</li> <li>マンホール救助器具</li> <li>救助用簡易起重機</li> <li>マット型空気ジャッキ</li> <li>大型油圧スプレッダー</li> <li>救助用支柱器具</li> <li>チェーンブロック</li> </ul>	3(3) 2(2) 2(2) 1(1) 0 1(1) 1(1) 2(2) 1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>油圧切断機</li> <li>エンジンカッター</li> <li>ガス溶断器</li> <li>チェーンソー</li> <li>鉄線カッター</li> <li>空気鋸</li> <li>大型油圧切断機</li> <li>空気切断機</li> <li>コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー</li> </ul>	3(3) 8(2) 1(1) 4(1) 11(3) 1(1) 1(1) 1(1) 0
破壊用器具	保有数	検知・測定用器具	保有数	呼吸保護用器具	保有数
<ul style="list-style-type: none"> <li>万能斧</li> <li>ハンマー</li> <li>携帯用コンクリート破壊器具</li> <li>削岩機</li> <li>ハンマドリル</li> </ul>	15(5) 7(1) 1(1) 1(1) 1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物剤検知器</li> <li>可燃性ガス測定器</li> <li>有毒ガス測定器</li> <li>酸素濃度測定器</li> <li>放射線測定器</li> <li>化学剤検知器</li> <li>1有毒ガス検知管</li> </ul>	0 4(2) 6(4) 4(2) 5(4) 1(1) 1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>空気呼吸器</li> <li>空気補充用ポンペ</li> <li>酸素呼吸器</li> <li>簡易呼吸器</li> <li>防塵マスク</li> <li>送排風機</li> <li>エアラインマスク</li> </ul>	49(10) 71(2) 5(5) 4(4) 16(5) 1(1) 0
隊員保護用器具	保有数	除染用器具	保有数	水難救助用器具	保有数
<ul style="list-style-type: none"> <li>耐電手袋</li> <li>耐電衣</li> <li>耐電ズボン</li> <li>耐電長靴</li> <li>防塵メガネ</li> <li>携帯警報器</li> <li>防毒マスク</li> <li>化学防護服（陽圧式化学防護服を除く）</li> <li>陽圧式化学防護服</li> <li>耐熱服</li> <li>放射線防護服</li> <li>特殊ヘルメット</li> </ul>	7(5) 7(5) 7(5) 7(5) 25(5) 24(5) 16(10) 34(4) 5(5) 3(0) 2(2) 7(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>除染シャワー（歩行可能者用）</li> <li>除染シャワー（歩行可能者用・担架用）</li> <li>除染剤散布器</li> <li>除染シャワー（多人数対応用）</li> </ul>	0(0) 1(0) 1(0) 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜水器具</li> <li>救命胴衣</li> <li>水中投光器</li> <li>救命浮環</li> <li>浮標</li> <li>救命ボート</li> <li>船外機</li> <li>水中スクーター</li> <li>水中無線機</li> <li>水中時計</li> <li>水中テレビカメラ</li> </ul>	18(18) 50(15) 15(15) 8(4) 6(2) 7(1) 7(1) 0 1(1) 18(18) 0
		<b>検索用器具</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>簡易画像探索機</li> </ul>	<b>保有数</b> 2(2)		
		<b>その他の救助用器具</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>投光器</li> <li>携帯投光器</li> <li>携帯拡声器</li> <li>携帯無線機</li> <li>応急処置用セット</li> <li>車両移動器具</li> <li>緩降機</li> <li>ロープ登降機</li> <li>救助用降下機</li> <li>発電機</li> </ul>	<b>保有数</b> 10(2) 30(9) 21(6) 27(3) 6(1) 2(2) 3(2) 7(7) 10(10) 14(5)		
		<b>高度救助用器具</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>画像探索機</li> <li>地中音響探知機</li> <li>熱画像直視装置</li> <li>夜間用暗視装置</li> <li>電磁波探査装置</li> <li>二酸化炭素探査装置</li> <li>水中探査装置</li> <li>地震警報器</li> </ul>	<b>保有数</b> 0 0 3(1) 0 0 0 0 0		
山岳救助用器具	保有数				
<ul style="list-style-type: none"> <li>登山器具</li> <li>バスケット型担架</li> </ul>	0 3(3)				
その他	保有数				
<ul style="list-style-type: none"> <li>大型プロアー</li> <li>ウォーターカッター</li> </ul>	0 0				

この表は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令を基に作成したもの。

( )内の数は、特別救助隊保有数。

1 救助調査業務の項目に該当しないが、当市において保有している資機材。